



健康・福祉



視覚障害をお持ちの方へ

読書ハリアフリー法の成立により、視覚障害者などの読書環境の整備が進められます。

本市では、広報・議会日より・社協だよりを音声化したCDを郵送する「デジタル事業」を行っています。

また、CDを聞くために必要なポータブルレコーダーを、日常生活用具費給付事業で、視覚障害者2級以上の方に給付しています。(原則自己負担1割)

その他、市で配布している福祉ガイドから、補装具・日常生活用具のうち視覚障害者対象の給付品目を掲載した一覧を窓口で配布します。

ご希望の方は、事前に左記へお問い合わせください。

問申 福祉課 本3階  
TEL (23) 8921

家庭生活支援員養成研修  
受講生募集

ひとり親家庭の方が病気や冠婚葬祭、学校行事、就職活動などで育児に困った時に、栃木県ひとり親家庭福祉連合会から派遣する家庭生活支援員の養成研修受講生を募集します。

●実施日：【土曜コース】1月16日⑤、23日⑤、2月6日⑤、13日⑤。【日曜コース】

1月17日⑥、31日⑥、2月7日⑥、14日⑥。他に保育施設での見学実習あり。託児サービスあり。(予約制)

●場所：とちぎ男女共同参画センター(バルテイ)と居住地区の保育施設

●内容：子育て支援に関する講義

●対象：すべての講習を受講できる方。家庭生活支援員として登録し、子育て支援に従事できる方。

●費用：無料

●申込方法：12月10日⑥までに左記へ電話で申し込み

問申 栃木県ひとり親家庭福祉連合会

TEL 028(665)7801

人工透析者通院燃料費助成  
事業申請受付

人工透析療法を受けるための通院に要する家用自動車の燃料費の一部を助成します。

●対象：次の①～⑤のすべての項目に当てはまる方

①市内に住所を有している方

②腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方

③人工透析療法を受けるため、週2回以上、片道1km以上の医療機関へ家用自動車を通院している方

④市福祉タクシー利用者証の交付を受けていない方

⑤市税などの滞納がない方

●助成額：年間の通院距離に、1kmあたり10円を乗じた額。週2回まで、片道30kmを上限。

●申込方法：福祉課、各支所総合窓口課に申請書と必要書類を提出。

●申込時に必要なもの：身体障害者手帳、当該通院に利用する家用自動車の自動車検査証、自立支援医療受給者証または特定疾病療養受療証、印鑑

●期間：12月1日④～12月24日⑥(⑤⑥を除く)

●場所：市役所本庁舎8階展望ロビー(北側)

●費用：無料

問申 福祉課 本3階

TEL (23) 8921

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

市では、「障害者週間」にちなんで、障害者(児)の作品展示会を開催します。市内の障害福祉サービス事業所を利用している方が制作した作品を、市役所内に展示しますので、ぜひご覧ください。

●期間：12月1日④～12月24日⑥(⑤⑥を除く)

●場所：市役所本庁舎8階展望ロビー(北側)

●費用：無料

問申 福祉課 本3階

TEL (23) 8921

TEL (98) 2113

TEL (54) 1113

クリスマス Xmasリース教室 12/13(日) 10:00~12:00

- 初めての方もお手伝いします！ 参加費 1000円(予約)
- 小学生以上の方ならご参加 OK ご家族でどうぞ



家族葬専用式場



つむぎ 大田原(若草) 2-1154-1

TEL 0120-33-8871

お花いっぱい家族葬が 35 (税別) 万円 \*会員価格

※財源確保ため、有料広告を掲載しています。

**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

### 11月～3月は「県ノロウイルス食中毒予防推進期間」です

ノロウイルスによる食中毒は、冬の時期に多く発生する傾向があります。この期間中、発生の危険性が高まった時に、「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信します。この特別警戒情報が発信されると、特に予防のための注意が必要です。

また、感染力が非常に強く、症状が無くても感染していることがあるので注意が必要です。ノロウイルスに対する特效薬はありません。特に、食品を取り扱う食品関係事業者などは、ノロウイルス食中毒を予防するための対策を実施しましょう。

●**予防のポイント**

- ▼適切に手を洗う（石けんを使って、こまめに）
- ▼日頃から健康管理を徹底する（下痢やおう吐などの症状があるときは、食品を取り扱う業務に従事しない）
- ▼調理器具などは適切に消毒する（次亜塩素酸ナトリウム液（塩素濃度200ppm）や熱湯を用いる）

▼取扱者の手が直接食品に触れないよう、使い捨て手袋を着用する（手袋は、手を洗ってから着用）

**問** 栃木県保健福祉部生活衛生課  
TEL 028(623)3109

### 年金・国保



#### 交通事故で病院にかかるときは

交通事故など第三者（自分以外）から受けた傷病の治療に国民健康保険や後期高齢者医療の保険証を使う場合は、必ず下記窓口へ届出をしてください。

本来、治療費は加害者が負担するものですが、一時的に国民健康保険や後期高齢者医療が立替払いをし、後から加害者に請求します。

また、市へ届出をする前に加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませてしまうと保険証を使った治療ができなくなる場合がありますので注意が必要です。

なお、飲酒運転による事故など、届出をしても保険証を使った治療ができない場合があります。

●**申請窓口**：国保年金課、黒羽支所、湯津上支所

**問** 国保年金課 **本** 2階  
TEL (23)8857

### 税



#### 市税などの納付には口座振替が便利です

市では市税などの口座振替による納付をお勧めしています。口座振替の手続きを完了し、登録完了後は、指定の預貯金口座から納期毎に自動で納期限日に振替納付され、とても便利です。

●**口座振替できる税金など（収納対策課取扱分）**

- ▼市県民税
- ▼固定資産税
- ▼都市計画税（単有・共有名義（〇〇外〇名）、代表相続人など、納税義務者は別人扱いとなりますので、それぞれに手続きが必要です。）
- ▼軽自動車税（種別割）（車両指定はできません。）
- ▼国民健康保険税（世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要です。）
- ▼介護保険料
- ▼後期高齢者医療保険料

●**申込先（各金融機関の本店・各支店）**：足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちよ銀行（郵便局）

便局）

●**持ち物**：▼納税通知書（納税義務者名を正確に記入するため）

▼口座振替をする預貯金通帳

▼通帳届出印

●**申込方法**：「大田原市公金口座振替依頼書兼解約届（自動払込利用申込書兼廃止届書）」に必要事項を記入し、届出印を押し、各金融機関に提出してください。

●**振替の開始**：申し込みから振替開始まで40～50日程度かかります。金融機関にお申し込みいただき、市の登録手続きが完了すると、「口座振替開始通知書」（はがき）が届きます。

●**注意事項**

- ▼広報おたわら4月号掲載の「市税等納期限一覧」に記載のない期別や納期限を過ぎたものは、口座振替できません。
- ▼残高不足で振替処理ができなかった時は、「口座再振替通知書」を送付し、約2週間後の15日を目安に再振替を行います。

**問** 収納対策課 **本** 2階  
TEL (23)8639